

伊勢市公報

第 396 号
令和 4 年 5 月 6 日
金 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市工場等立地促進条例施行規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	4
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	5
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	6
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	7
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	8
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	9
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	10
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	11
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	12
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	13
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	14
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	15
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	16
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	17
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	18
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	19
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	20
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	21
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	22
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	23
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	24
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	25
○ 道路の供用開始について	27
○ 地縁団体の認可について	28
○ 令和4年3月末財政状況の公表について	30
選挙管理委員会告示	
○ 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙関係 ・ 当選した者の住所及び氏名について	36
公 告	
○ 公示送達	38
○ 公示送達	39
○ 新型コロナウイルス感染症ワクチンに係る予防接種の実施について	40
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	46
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	47

伊勢市工場等立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

令和4年4月20日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第29号

伊勢市工場等立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市工場等立地促進条例施行規則（平成23年伊勢市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「を市長」を「に次に掲げる書類を添付して、市長」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、市長は、これらの書類により証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

- (1) 新規常時雇用従業員（雇用奨励金にあつては、新規常時雇用従業員のうち本市に住所を有する者）の数を確認することができる書類
- (2) 市税の滞納がないことを証する書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 67 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
土路区町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 4 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 角 屋 博 久

伊勢市東豊浜町 1065 番地

変更後 前 田 和 宏

伊勢市東豊浜町 1041 番地

伊勢市告示第 68 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
下野町自治区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 4 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	浦 野 雄 二
	伊勢市下野町 62 番地 3
変更後	安 田 正 幸
	伊勢市下野町 723 番地

伊勢市告示第 69 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、サンパークタウン自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	大屋 奈 緒 美
	伊勢市上野町 355 番地 145
変更後	永 富 七 美
	伊勢市上野町 355 番地 187

伊勢市告示第 70 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上條区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 4 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	西 尾 幸 久
	伊勢市御薊町上條 493 番地
変更後	大 東 弘 幸
	伊勢市御薊町上條 566 番地

伊勢市告示第 71 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上野町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 4 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	廣 正 晴
	伊勢市上野町 1326 番地 4
変更後	山 上 幸 裕
	伊勢市上野町 1613 番地

伊勢市告示第 72 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
中長屋自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 4 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 西 晃 由

伊勢市御薊町長屋 1213 番地 27

変更後 伊 藤 淳

伊勢市御薊町長屋 1074 番地 20

伊勢市告示第 73 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、中村町北自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 舘 誠

伊勢市中村町 325 番地 487

変更後 橋 村 晋 弥

伊勢市中村町 325 番地 485

伊勢市告示第 74 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、神菌町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 坂 本 幸 弘

伊勢市神菌町 435 番地

変更後 廣 一 幸

伊勢市神菌町 1100 番地

伊勢市告示第 75 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、植山町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 大 西 洋 幸

伊勢市植山町 47 番地

変更後 田 畑 明 彦

伊勢市植山町 56 番地

伊勢市告示第 76 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、野村町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	上 原 晃
	伊勢市野村町 5620 番地 3
変更後	前 田 生 次
	伊勢市野村町 5589 番地 4

伊勢市告示第 77 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
城田団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 4 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	東 谷 徳 三
	伊勢市上地町 450 番地 49
変更後	松 島 章
	伊勢市上地町 450 番地 5

伊勢市告示第 78 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、上長屋区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 大 西 清 隆

伊勢市御薊町長屋 2845 番地

変更後 角 谷 克 己

伊勢市御薊町長屋 1356 番地

伊勢市告示第 79 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、森区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 藤 原 靖

伊勢市西豊浜町 4758 番地 8

変更後 藤 原 宗 人

伊勢市西豊浜町 5408 番地

伊勢市告示第 80 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、上区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	佐々木 義治
	伊勢市西豊浜町 1401 番地 1
変更後	奥野 稔
	伊勢市西豊浜町 665 番地

伊勢市告示第 81 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上地町上組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 4 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 長 澤 孝 治

伊勢市上地町 1645 番地

変更後 中 井 裕 幸

伊勢市上地町 1661 番地

伊勢市告示第 82 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、横輪町町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 西 利 和
	伊勢市横輪町 183 番地 1
変更後	中 西 悦 夫
	伊勢市横輪町 785 番地

伊勢市告示第 83 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
下小俣自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 4 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

代表者の氏名	代表者の住所	就任日
倉野 勘十郎	伊勢市小俣町元町 1454 番地	平成 26 年 5 月 25 日
倉野 勝 廣	伊勢市小俣町元町 1412 番地 2	平成 28 年 5 月 15 日
倉野 智 吉	伊勢市小俣町元町 168 番地 2	平成 30 年 5 月 13 日

伊勢市告示第 84 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
小木町から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

令和 4 年 4 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	尾 西 孝 晴
	伊勢市小木町 326 番地
変更後	中 北 明 宏
	伊勢市小木町 277 番地

伊勢市告示第 85 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上地町中久保・湯田野組から次のとおり変更の届出があったので、同条第
10 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 北 川 幸 秀

伊勢市上地町 2932 番地

変更後 中 西 義 弘

伊勢市上地町 3313 番地 2

伊勢市告示第 86 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、伊勢市徳川山町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 畦 地 義 久

伊勢市二俣 4 丁目 1 番 37 号

変更後 秋 山 修 一

伊勢市浦口 4 丁目 29 番 26 号

伊勢市告示第 87 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
宮本団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 4 年 4 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	向 井 一 矢
	伊勢市前山町 1522 番地 30
変更後	松 本 文 男
	伊勢市前山町 1389 番地 16

伊勢市告示第 88 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 4 年 3 月 17 日 午前 9 時	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	17 台
〃	令和 4 年 3 月 17 日 午前 10 時 30 分	宇治山田駅前第 6 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	11 台
〃	令和 4 年 3 月 17 日 午後 1 時 30 分	宇治山田駅前第 3 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	14 台
〃	令和 4 年 3 月 17 日 午後 3 時	宇治山田駅前第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	3 台
〃	〃	宇治山田駅前第 4 駐輪場 (伊勢市岩淵 1 丁目地内)	3 台
計			48 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、

伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 89 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 4 年 4 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
御 菌 52 号 線	御 菌 町 高 向 字 下 千 田 566 番 1 地 先 から 御 菌 町 高 向 字 下 千 田 547 番 1 地 先 まで	令 和 4 年 5 月 10 日

伊勢市告示第 90 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

上久保自治会

2 規約に定める目的

本会は、下記に掲げる地域的共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館・防災倉庫等、施設の維持管理
- (4) 防災・防火及び非常災害時共同互助
- (5) 本会は政治的に中立を守り、一党一派に偏った活動はしない。

3 区域

本会の区域は、伊勢市小俣町本町 341 番地 73 から 341 番地 251 まで、418 番地 6 から 865 番地まで及び 3328 番地から 3570 番地まで並びに上地町 2574 番地 2 から 2574 番地 11 までの区域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、代表者の自宅に置く。

5 代表者の氏名及び住所

奥山 治久

伊勢市小俣町本町 341 番地 129

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 地方自治法第 260 条の 20

(2) 総会員の 4 分の 3 以上の承認による総会の議決

9 認可年月日

令和 4 年 4 月 22 日

伊勢市財政状況公表条例（平成17年伊勢市条例第48号）の規定により、令和4年3月末における本市の財政状況を、次のとおり公表します。
令和4年4月30日

伊勢市長 鈴木 健一

伊 勢 市 の 財 政

- 1 3月末における人口、世帯数、面積の状況
- | | | | |
|-------|-----------|-------------------|---------------|
| 人 口 | 122,580 人 | (令和3年度現計予算1人当たり | 511,972 円) |
| 世 帯 数 | 55,905 世帯 | (令和3年度現計予算1世帯当たり | 1,122,574 円) |
| 面 積 | 208.37 k㎡ | | |

- 2 令和3年度一般会計予算の状況

(単位 千円)

歳 入					歳 出				
項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	支出済額 (B)	(B)／(A) %
市 税	15,600,000	24.9	15,621,861	100.1	議 会 費	299,811	0.5	294,794	98.3
地 方 譲 与 税	335,295	0.5	363,809	108.5	総 務 費	5,301,913	8.4	4,904,278	92.5
利 子 割 交 付 金	13,000	0.0	12,912	99.3	民 生 費	24,679,957	39.3	23,259,822	94.2
配 当 割 交 付 金	80,000	0.1	127,304	159.1	衛 生 費	7,486,760	11.9	6,329,247	84.5
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	50,000	0.1	138,197	276.4	労 働 費	67,329	0.1	52,687	78.3
法 人 事 業 税 交 付 金	160,000	0.2	218,287	136.4	農 林 水 産 業 費	1,088,020	1.7	849,210	78.1
地 方 消 費 税 交 付 金	2,980,000	4.7	3,060,893	102.7	商 工 費	988,502	1.6	870,320	88.0
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	13,000	0.0	12,153	93.5	観 光 費	683,986	1.1	602,690	88.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0.0	6	600.0	土 木 費	8,310,017	13.2	7,572,566	91.1
環 境 性 能 割 交 付 金	35,000	0.1	39,946	114.1	消 防 費	2,863,503	4.6	2,526,467	88.2
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	84,000	0.1	84,192	100.2	教 育 費	5,254,594	8.4	4,378,865	83.3
地 方 特 例 交 付 金	373,204	0.6	476,655	127.7	災 害 復 旧 費	61,995	0.1	54,776	88.4
地 方 交 付 税	11,733,313	18.7	11,978,251	102.1	公 債 費	5,592,718	8.9	5,591,158	100.0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	14,288	0.0	14,069	98.5	諸 支 出 金	2	0.1	0	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	615,258	1.0	589,780	95.9	予 備 費	78,399	0.1	0	0.0
使 用 料 及 び 手 数 料	319,816	0.5	309,088	96.6					
国 庫 支 出 金	14,421,077	23.0	13,109,691	90.9					
県 支 出 金	3,761,704	6.0	3,340,644	88.8					
財 産 収 入	89,909	0.1	118,851	132.2					
寄 附 金	551,048	0.9	584,770	106.1					
繰 入 金	3,053,168	4.9	0	0.0					
繰 越 金	791,952	1.3	791,953	100.0					
諸 収 入	852,172	1.4	509,866	59.8					
市 債	6,830,300	10.9	1,316,600	19.3					
合 計	62,757,505	100.0	52,819,778	84.2	合 計	62,757,505	100.0	57,286,880	91.3

※歳入の国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入及び市債については、繰越明許費繰越財源を含みます。また、歳出の民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、観光費、土木費、消防費、教育費及び災害復旧費については、繰越明許費繰越額を含みます。

○ 市税の状況

(単位 千円)

項目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	備考
市 民 税	6,886,000	44.1	6,753,017	98.1	
固 定 資 産 税	6,268,493	40.2	6,404,172	102.2	
軽自動車税	418,000	2.7	422,282	101.0	
市たばこ税	729,507	4.7	711,622	97.5	
入 湯 税	14,000	0.1	14,140	101.0	
都 市 計 画 税	1,284,000	8.2	1,316,628	102.5	
合 計	15,600,000	100.0	15,621,861	100.1	

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

項目	予算現額	構成割合 %	備考
消費的経費	40,083,078	63.9	
人件費	10,491,237	16.7	※
物件費	8,766,232	14.0	※
維持補修費	420,180	0.7	
扶助費	11,853,206	18.9	※
補助費等	8,552,223	13.6	※
投資的経費	6,899,155	11.0	
普通建設事業	6,837,159	10.9	※
災害復旧事業	61,996	0.1	※
失業対策事業	0	0.0	
その他の経費	15,775,272	25.1	
貸付金	1,201,000	1.9	
公債費	5,592,718	8.9	
投資及び 出資金	0	0.0	
積立金	665,303	1.1	
繰出金	8,237,852	13.1	
予備費	78,399	0.1	
合 計	62,757,505	100.0	

※繰越明許費繰越額を含みます。

3 令和3年度特別会計予算執行状況

(単位 千円)

会 計 別	予 算 現 額	収 入 済 額	支 出 済 額	備 考
国民健康保険特別会計	12,893,370	11,908,251	12,002,275	
後期高齢者医療特別会計	3,266,250	3,261,570	2,961,961	
介護保険特別会計	14,615,399	13,997,533	12,984,347	
住宅新築資金等貸付事業 特 別 会 計	3,360	3,475	3,247	
観光交通対策特別会計	415,923	363,097	351,337	
土地取得特別会計	203,053	65,792	65,307	
合 計	31,397,355	29,600,071	40,915,449	

4 市債の状況

(単位 千円)

目 的 別		借 入 先 別		
一 般 会 計 債	55,243,368	政府資金	財 務 省	23,169,434
総 務 債	1,504,208		(旧)日本 郵政公社	628,533
民 生 債	922,952	地方公共団体金融機構		12,368,691
衛 生 債	5,041,878	共 済 組 合 等		3,519,898
労 働 債	4,012	銀 行 等		14,957,143
農 林 水 産 業 債	2,393,756	国 の 予 算 貸 付		600,000
商 工 債	12,744			
観 光 債	10,481			
土 木 債	8,485,689			
公 営 住 宅 債	265,741			
消 防 債	2,337,028			
教 育 債	11,599,643			
災 害 復 旧 債	184,870			
減 税 補 て ん 債	178,312			
減 収 補 て ん 債	129,000			
臨 時 財 政 対 策 債	22,173,054			
特 別 会 計 債	331			
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 債	331			
合 計	55,243,699	合 計		55,243,699

5 一時借入金状況

区 分	借入金残金	借入先	備 考
—	—	—	

6 市有財産の状況

区 分		現 在 高	備 考
土 地		4,069,964.64 m ²	
建 物		409,067.72 m ²	
動 産		23 個	
物 権		2,208.55 m ²	
基 金		23,059,383 千円	
有 価 証 券 ・ 出 資 金 等		2,307,844 千円	
物品取得価格50万円 以上のもの	車 両	302 台	
	そ の 他	641 点	
無 体 財 産 権		7 件	

参考 令和4年度当初予算

○ 一般会計

(単位 千円)

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

歳 入			歳 出			項 目	予算現額	構成割合 %	備 考
項 目	予 算 額	構成割合 %	項 目	予 算 額	構成割合 %				
市 税	15,850,000	28.9	議 会 費	308,723	0.6	消 費 的 経 費	33,408,092	60.9	
地 方 譲 与 税	352,000	0.6	総 務 費	4,922,259	9.0	人 件 費	10,219,728	18.6	
利 子 割 交 付 金	11,000	0.0	民 生 費	21,595,784	39.4	物 件 費	7,861,316	14.3	
配 当 割 交 付 金	80,000	0.2	衛 生 費	5,287,577	9.6	維 持 補 修 費	366,186	0.7	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	50,000	0.1	労 働 費	57,953	0.1	扶 助 費	11,559,720	21.1	
法 人 事 業 税 交 付 金	160,000	0.3	農 林 水 産 業 費	983,691	1.8	補 助 費 等	3,401,142	6.2	
地 方 消 費 税 交 付 金	3,000,000	5.5	商 工 費	348,240	0.6	投 資 的 経 費	7,078,785	12.9	
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	13,000	0.0	観 光 費	583,983	1.1	普 通 建 設 事 業	7,078,749	12.9	
自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0.0	土 木 費	6,250,103	11.4	災 害 復 旧 事 業	36	0.0	
環 境 性 能 割 交 付 金	40,000	0.1	消 防 費	2,413,418	4.4	失 業 対 策 事 業	0	0.0	
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	84,000	0.2	教 育 費	6,314,743	11.5	そ の 他 の 経 費	14,342,043	26.2	
地 方 特 例 交 付 金	90,001	0.2	災 害 復 旧 費	36	0.0	貸 付 金	1,000	0.0	
地 方 交 付 税	11,250,000	20.5	公 債 費	5,712,408	10.4	公 債 費	5,712,408	10.4	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	13,000	0.0	諸 支 出 金	2	0.0	投 資 及 び 出 資 金	67,200	0.2	
分 担 金 及 び 負 担 金	628,747	1.2	予 備 費	50,000	0.1	積 立 金	62,166	0.1	
使 用 料 及 び 手 数 料	323,679	0.6				繰 出 金	8,449,269	15.4	
国 庫 支 出 金	7,122,694	13.0				予 備 費	50,000	0.1	
県 支 出 金	3,693,005	6.7				合 計	54,828,920	100.0	
財 産 収 入	78,047	0.1							
寄 附 金	730,021	1.3							
繰 入 金	4,093,712	7.5							
繰 越 金	50,000	0.1							
諸 収 入	677,313	1.2							
市 債	6,438,700	11.7							
合 計	54,828,920	100.0	合 計	54,828,920	100.0				

○ 市税

(単位 千円)

項 目	予算額	構成割合 %	備 考
市 民 税	6,949,000	43.9	
固 定 資 産 税	6,409,650	40.4	
軽 自 動 車 税	432,000	2.7	
市 た ば こ 税	730,350	4.6	
入 湯 税	14,000	0.1	
都 市 計 画 税	1,315,000	8.3	
合 計	15,850,000	100.0	

○ 特別会計

(単位 千円)

会 計 別	予 算 額	備 考
国民健康保険特別会計	12,763,591	
後期高齢者医療特別会計	3,341,986	
介護保険特別会計	14,692,122	
住宅新築資金等貸付事業 特 別 会 計	3,234	
観光交通対策特別会計	531,416	
土地取得特別会計	452,070	
合 計	31,784,419	

伊勢市選挙管理委員会告示第 25 号

令和 4 年 4 月 20 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における当選人について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 101 条の 3 第 1 項の規定により報告があったので、同条第 2 項の規定により下記のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

令和 4 年 4 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

1 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙当選人

別紙当選人一覧表のとおり

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙当選人一覧表

(定数 6 人、当選人 6 人)

住 所	氏 名
省略	橋爪 健
省略	濱荻 隆平
省略	傍田 俊吉
省略	森井 孝
省略	岩崎 好訓
省略	山添 久憲

伊勢市公告第 31 号

公 示 送 達

下記の者の令和 3 年度市民税・県民税（普通徴収）督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 4 年 4 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 32 号

公 示 送 達

下記の者の令和 3 年度軽自動車税督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 4 年 4 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第33号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年4月20日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 予防接種の種類

新型コロナウイルス感染症ワクチンに係る予防接種

2 予防接種の対象者

伊勢市の住民基本台帳に記録されている者のうち、ワクチンごとに決められた接種対象年齢の者。ただし、接種日において戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市長が認める者についても、当該者の同意を得た上で対象とします。

3 予防接種を行う期間

令和3年2月17日から令和4年9月30日まで

4 予防接種を行う場所

予防接種を行う場所は、次のとおりです。

(1) 集団接種会場

接種会場	所在地
伊勢市福祉健康センター	伊勢市八日市場町13番1号
伊勢市小俣総合体育館	伊勢市小俣町新村401番地1
市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町3038番地

伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471番2
伊勢慶友病院	伊勢市常磐2丁目7番28号
伊勢田中病院	伊勢市大世古4丁目6番47号
市立伊勢総合病院敷地内に 設置する特設会場	伊勢市楠部町3038番地

(2) 個別接種会場

接種会場	所在地	接種を行う 医師
荒木内科循環器科	伊勢市西豊浜町5444番地	荒木 成政
いど胃腸科クリニック	伊勢市一志町6番7号	井戸 政佳
岩田医院	伊勢市二俣1丁目4番16号	岩田 吉史
うめだクリニック	伊勢市小木町520番地1	梅田 佳樹
海野内科	伊勢市浦口2丁目2番13号	海野 雅澄
MG糖尿病・内分泌・ 甲状腺クリニック	伊勢市勢田町431番地	後藤 資実
越智医院	伊勢市小俣町明野726番地1	越智 晶俊
小野循環器科・内科	伊勢市御菌町長屋2181番地	小野 直見
角前胃腸科医院	伊勢市藤里町698番地15	角前 泰之
河口外科	伊勢市神田久志本町1539番 地6	河口 大介 河口 浩通
神田小児科	伊勢市河崎1丁目12番12号	神田 博 神田 恵介
木村クリニック	伊勢市船江1丁目2番38号	木村 誠
久保内科診療所	伊勢市一之木3丁目5番13 号	久保 裕史

小林胃腸科内科	伊勢市馬瀬町1007番地	小林 和夫 松崎 修 小林 彩子 小林 和人
清水内科	伊勢市神田久志本町1648番地	清水 啓之
宅間内科	伊勢市船江3丁目6番18号	近藤 裕子
寺田クリニック	伊勢市小木町260番地1	寺田 晃
寺田外科医院	伊勢市一志町3番13号	寺田 亘
西井耳鼻咽喉科	伊勢市一志町7番1号	西井 三佳 西井 真一郎
西山クリニック	伊勢市一之木2丁目11番18号	西山 敦 西山 遼 西山 千晶 西山 瑠璃子
橋上内科皮膚泌尿器科医院	伊勢市岩淵2丁目2番3号	橋上 裕
花田小児科医院	伊勢市中島2丁目6番13号	花田 基
東谷医院	伊勢市神久5丁目7番56号	東谷 光庸 東谷 喬伸
東山胃腸科内科	伊勢市小俣町元町1159番地2	東山 浩敬
藤井整形外科クリニック	伊勢市楠部町乙139番地2	藤井 英治
ふじさとこどもクリニック	伊勢市藤里町671番地17	梨田 裕志 田畑 しおり

堀胃腸科医院	伊勢市河崎 1 丁目12番 1 号	堀 道大
まつだこどもクリニック	伊勢市桜木町85番地180	松田 和之
村松有滝診療所	伊勢市村松町3294番地15	古野 正和
山崎外科内科	伊勢市楠部町乙77番地	山崎 学
やまむら内科内視鏡クリニック	伊勢市一之木 4 丁目 2 番44号	山村 光弘
山本医院	伊勢市二見町溝口 401 番地 1	山本 敏雄 喜多 豊志
山本内科クリニック	伊勢市津村町792番地 1	山本 昌利
高見内科	伊勢市岡本 1 丁目 4 番28号	高見 麻佑子 高見 謙一郎
いせはまごうくらの内科	伊勢市黒瀬町690番地 2	倉田 好人
亀谷内科胃腸科	伊勢市岩淵 1 丁目13番 3 号	亀谷 章 亀谷 さえ子
森本内科・循環器科	伊勢市河崎 1 丁目12番 2 号	森本 典行 森本 美典
ハートクリニック福井	伊勢市御菌町長屋1997番地 1	福井 淳 貴志 直哉
永井こどもクリニック	伊勢市八日市場町 5 番20号	永井 正高
やまなかこどもクリニック	伊勢市小俣町相合480番地	山中 弘文
伊勢志摩レディースクリニック	伊勢市黒瀬町671番地20	池田 洋子

玉石産婦人科	伊勢市御菌町長屋2049番地	玉石 好彦
さかとく小児科	伊勢市小木町512番地 1	酒徳 浩之
高須整形外科	伊勢市御菌町長屋2107番地 1	高須 俊哉
徳田ファミリークリニック	伊勢市倭町132番地	徳田 玲子

5 使用するワクチン

- (1) 12歳以上用ファイザー株式会社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）
- (2) 武田／モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）
- (3) コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）
- (4) 5～11歳用ファイザー株式会社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）

6 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

- (1) 予防接種を受けることが適当でない者は、次に掲げる者とします。
 - ア 新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことのある者で新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う必要がないと認められるもの
 - イ 明らかな発熱を呈している者
 - ウ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - エ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - オ アストラゼネカ社ワクチンを使用する場合にあっては、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた後に血栓症（血栓塞

栓症を含む。) (血小板減少症を伴うものに限る。) を発症したことがある者及び毛細血管漏出症候群の既往歴のあることが明らかかな者

カ アからオまでに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

(2) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者は、次に掲げる者とします。

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

イ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

ウ 過去にけいれんの既往のある者

エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

カ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム(ラテックス)が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

(3) 接種後の注意事項

ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意すること。

イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けること。

ウ 被接種者又は保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに伊勢市健康福祉部健康課に連絡すること。

伊勢市公告第 34 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、城田地区まちづくり協議会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 4 年 4 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 山 口 和 男

変更後 池 山 実

伊勢市公告第 35 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、進修まちづくりの会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 4 年 4 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 林 寿 一

変更後 篠 原 龍